

平成15年 8月 6日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
日本オラクル株式会社
代表取締役社長 新 宅 正 明

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえご返送くださるか、議決権行使サイト（<http://www.koushi.ufjtrustbank.co.jp/>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権行使サイトにより議決権をご行使いただく際には、後記41頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成15年 8月21日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン（本館）
宴会場階 芙蓉の間 |

3. 会議の目的事項

報告事項 第18期（平成14年6月1日から平成15年5月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第18期利益処分案承認の件

第2号議案 自己株式取得の件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（28頁）に記載のとおりであります。

第3号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（28頁から32頁）に記載のとおりであります。

第4号議案 取締役8名選任の件

第5号議案 監査役1名選任の件

第6号議案 当社取締役および従業員に新株予約権を発行する件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（38頁から40頁）に記載のとおりであります。

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営 業 報 告 書

〔平成14年6月1日から
平成15年5月31日まで〕

1. 営 業 の 概 況

(1) 営業の経過及び成果

当期における我が国経済は、景気回復の動きを見せたものの、イラクにおける戦争やSARS（重症急性呼吸器症候群）等の影響もあり、低調に推移いたしました。一方、リストラクチャリングにより事業構造を転換した企業を中心に企業収益の改善が進み、設備投資には持ち直しの兆しも見えてまいりました。

当社といたしましては、市場動向と顧客ニーズを確実に把握し、顧客の求める製品やサービスを積極的に提案する体制を整え、主力製品であるデータベース・ソフトウェア「Oracle9i Database」をはじめとするソフトウェアプロダクトやサポート等のサービス業務の拡販を進めてまいりました。

また、本年1月には中期経営計画「Oracle Japan Innovation 2003」を発表いたしました。「Oracle Japan Innovation 2003」は「収益向上のための業務プロセスの改革」と「製品の価値を最大化する販売・マーケティング活動の展開」を2つの柱としており、当期においては、顧客との新しいコミュニケーションチャンネル「OracleDirect」の設置、新たなパートナー企業支援策「Oracle Partner Network」の導入、「中国事業開発部」の設置、アプリケーション・サーバー製品およびLinux関連事業強化の戦略の発表、アウトソーシングサービスの提供開始等の施策を実施いたしました。

この結果、当期の売上高は862億49百万円（前期比1億12百万円、0.1%減）とほぼ前期と同じ水準を達成できたものの、前期第4四半期（平成14年3月）より実施された、サポートサービス部門におけるロイヤルティの適用範囲の拡大による、ロイヤルティ支払額の増加の影響を通期にわたって受け、また、コンサルティングサービス部門の外注費用も増加した結果、経常利益は258億48百万円（前期比52億46百万円、16.9%減）、当期純利益は139億63百万円（前期比36億56百万円、20.8%減）となりました。

また、当期より、余資の一部について、当社の投資・運用方針に定める基準を満たし、高い安全性と適切な流動性の確保に配慮した運用を開始しております。

各部門別の営業の概況は次のとおりであります。

〔ソフトウェアプロダクト〕

データベース・テクノロジー

当部門においては、データベース「Oracle9i Database」とアプリケーション・サーバー「Oracle9i Application Server」で構成されるITシステムの基盤ソフトウェア「Oracle9i」の最新版「Oracle9i Release 2」を平成14年8月に発売いたしました。「Oracle9i Release 2」は「Oracle9i」の性能、機能をさらに拡張し、高い可用性とパフォーマンス、高度なセキュリティを備えた強固なITシステムを必要とする顧客企業からの高い評価を得、数多くの導入実績を残しました。データベースでは、Windows版、Linux版の「Oracle9i Database Standard Edition」のキャンペーン価格の継続を発表し、中小規模のシステム向けに低価格で信頼性の高い製品を提供いたしました。アプリケーション・サーバーでは、平成15年5月に販売強化戦略を発表と同時にJava2 Enterprise Edition（注1）に完全準拠した低価格・高機能アプリケーション・サーバー「Oracle9i Application Server Java Edition」を発売いたしました。

また、電子メール、コンテンツ管理等を統合し顧客企業のIT投資にかかるTCO（Total Cost of Ownership：総所有コスト）の低減を実現するコラボレーション製品「Oracle Collaboration Suite」を平成15年2月に発売いたしました。

当期は、データベースのオプションである、RAC（注2）やアプリケーション・サーバーは、情報システムの安定的な稼働を求める顧客ニーズの高まりやEIP（注3）による情報共有の効率化といったニーズの増加もあり、これら製品の売上は前期に比べ増加いたしました。しかしながら、特に情報通信分野における設備投資の減少による影響を受け、データベースの売上は前期に比べ減少いたしました。

この結果、データベース・テクノロジー部門の売上高は346億52百万円（前期比99億25百万円、22.3%減）となりました。

（注1）オペレーティング・システムに依存することなく動作可能なプログラミング言語「Java」による高性能Webアプリケーション構築のためのプラットフォーム。

（注2）Real Application Clusters。Oracle9i Database Enterprise Editionのオプション機能。ひとつのデータベースを複数のサーバーで共有し、負荷の分散と障害時におけるシステム全体の停止を防ぐとともに、負荷やビジネスの増加に応じたシステムの拡張をシステムの停止をせずに実現する機能。

(注3) Enterprise Information Portal (企業情報ポータル)。経営陣や従業員が業務上必要とする企業の情報資源を1つの画面に集約して表示し、情報資源の効果的な活用を促し、作業効率を向上させるシステム。

ビジネス・アプリケーション

当部門においては、企業活動の全域にわたる迅速な経営判断と業務効率の改善を実現するビジネス・アプリケーション「E-Business Suite 11*i*」の販売を引き続き進めてまいりました。また、平成15年1月には「E-Business Suite」シリーズとしては初めてのLinux対応版を発売いたしました。

厳しい経営環境のもとで、顧客企業の事業効率化と経営の可視性に対する要求の高まりや大型案件の寄与により、当部門の売上は堅調に推移いたしました。

この結果、ビジネス・アプリケーション部門の売上高は59億36百万円（前期比24億84百万円、72.0%増）となりました。

また、データベース・テクノロジー部門とビジネス・アプリケーション部門を合計した、ソフトウェアプロダクトの売上高は405億89百万円（前期比74億41百万円、15.5%減）となりました。

[サービス]

サポートサービス

当部門においては、製品導入後の顧客企業向けに技術サポートおよびソフトウェアの最新版の提供を行っております。当期は、顧客企業の情報インフラの安定稼働に対する要求の高まりや販売パートナーにおけるサポート等サービス分野への販売を強化する動きもあり、当部門の売上は堅調に推移いたしました。

また、当社製品を利用した情報システムの運用と管理を、当社の専門技術者が24時間365日体制で行い、顧客企業の情報システムの運用コストを削減する、アウトソーシングサービス「Oracle Outsourcing」の提供を開始いたしました。

この結果、サポートサービス部門の売上高は284億48百万円（前期比36億37百万円、14.7%増）となりました。このうち、ソフトウェアプロダクト製品の顧客に対し製品の最新版等を提供する、アップデート・サポートの売上は192億13百万円（前期比25億7百万円、15.0%増）となっております。

エデュケーションサービス

当部門においては、前期に引き続き、社会的に評価の高い技術資格として広く認識されております当社データベース製品の認定資格「オラクル・マスター」およびビジネス・アプリケーション製品の認定資格「オラクル認定コンサルタント」の認定事業、パートナー企業や顧客向けの研修事業を提供してまいりました。当期末時点で「オラクル・マスター」の資格取得者数は約9.3万人（前期末比約2.7万人増）、「オラクル認定コンサルタント」の資格取得者数は約5.5千人（前期末比約1.1千人増）に達しました。

当期は、アプリケーション・サーバー技術者向けの新資格「Oracle Master Gold 9iAS」を導入いたしました。また、インターネットを利用して学習ができるeラーニングサービスを刷新し、「オラクル・マスター」や「Oracle E-Business Suite」の研修プログラムを提供し、より多くの技術者がオラクル技術習得の機会を得られ、また、当部門の収益機会の拡大を図るための環境構築に注力いたしました。

しかしながら、景気低迷による企業の研修費等の削減の影響を受け、エデュケーションサービス部門の売上高は36億64百万円（前期比3億57百万円、8.9%減）となりました。

コンサルティングサービス

当部門においては、データベース・テクノロジー製品やビジネス・アプリケーション製品の顧客導入時に、導入計画、システム設計開発、システム運用等の顧客支援作業を提供しております。当期はビジネス・アプリケーション製品の導入企業増加に伴い、多くの顧客向けに導入支援を実施してまいりました。同時に、ビジネス・アプリケーション製品の短期導入を目的として、業務の流れを事前定義した「ビジネスフロー」に基づく新規導入サービス「ビジネス・フロー・アクセラレーター」の提供を平成15年2月より開始いたしました。

さらには、中期経営計画「Oracle Japan Innovation 2003」の一環として、パートナー支援の拡大や短期導入サービスの拡販を主眼とする事業構造の改革に着手いたしました。

この結果、コンサルティングサービス部門の売上高は135億48百万円（前期比40億48百万円、42.6%増）となりました。

また、各部門を合計した、サービスの売上高は456億60百万円（前期比73億28百万円、19.1%増）となりました。

各部門別の売上高は次のとおりとなっております。

部 門	第 17 期 平成14年5月期		第 18 期 平成15年5月期		
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	前 期 比
	百万円	%	百万円	%	%
データベース・テクノロジー	44,578	51.6	34,652	40.2	22.3
ビジネス・アプリケーション	3,452	4.0	5,936	6.9	72.0
ソフトウェアプロダクト	48,030	55.6	40,589	47.1	15.5
サポ ー ト サ ー ビ ス	24,811	28.7	28,448	33.0	14.7
エデュケーションサービス	4,021	4.7	3,664	4.2	8.9
コンサルティングサービス	9,499	11.0	13,548	15.7	42.6
サ ー ビ ス	38,332	44.4	45,660	52.9	19.1
合 計	86,362	100.0	86,249	100.0	0.1

(注) サポートサービスの売上高には、ソフトウェアプロダクトの最新版等の提供を行うアップデート・サポートの売上高が、第17期で167億6百万円、第18期で192億13百万円含まれております。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は5億66百万円であります。その主なものはパーソナルコンピュータ、サーバー等の情報機器等情報システム関連投資および事務所の器具・備品等の購入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 会社が対処すべき課題

当社は、中期経営計画「Oracle Japan Innovation 2003」により、事業構造の転換を行い、厳しい経済環境下においても高い収益性と市場シェアを確保できる企業体質に転換し、企業向けソフトウェアのトップ企業としての地位をより強固なものとし、企業価値と株主価値のさらなる向上を目指してまいります。

このため、以下の戦略骨子に従い、平成15年5月期より具体的な施策を展開しており、平成16年5月期以降も継続してまいります。

収益向上のための業務プロセスの改革

- () 営業体制の刷新、パートナー、ISV（独立系ソフト開発会社）支援策
- () コンサルティングサービス部門の事業構造改革
- () 日本企業の中国ビジネス展開支援
- () 管理部門の業務プロセス効率化

製品の価値を最大化する販売・マーケティング活動の展開

- () データベースの拡販継続
- () アプリケーション・サーバーの販売強化
- () Linux市場のさらなる拡大に向けた製品やソリューションの展開
- () サポートサービス部門におけるアウトソーシングビジネスの展開

また、当社は監査役制度採用会社であります。今後の経営体制については、委員会等設置会社への移行の是非も含め、検討を行ってまいります。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 15 期 平成12年 5 月期	第 16 期 平成13年 5 月期	第 17 期 平成14年 5 月期	第 18 期 平成15年 5 月期
売 上 高(百万円)	65,768	87,731	86,362	86,249
経 常 利 益(百万円)	20,107	32,124	31,095	25,848
当 期 純 利 益(百万円)	11,172	18,325	17,620	13,963
1株当たり当期純利益 (円)	131.08	142.95	137.45	108.96
総 資 産(百万円)	92,294	111,206	108,553	110,233
純 資 産(百万円)	69,505	78,537	81,172	80,340
1株当たり純資産 (円)	813.28	612.64	633.21	630.18

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、第16期以前は期中平均発行済株式総数に基づき、第17期は期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき、第18期は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づいて算出しております。なお、第17期において採用した方法により算定した場合の、第18期の1株当たり当期純利益は109円15銭となります。

また、平成11年7月15日付で1株を1.2株に、平成12年7月19日付で1株を1.5株に、それぞれ株式分割しておりますが、第15期および第16期とも、1株当たり当期純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

2. 1株当たり純資産は、第16期以前は期末発行済株式総数に基づき、第17期は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき、第18期は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づいて算出しております。なお、第17期において採用した方法により算定した場合の、第18期の1株当たり純資産は630円37銭となります。
3. 第16期より、退職給付会計、金融商品会計および改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。
4. 第16期については、各企業でインターネットを活用したビジネス基盤強化に向けた投資や西暦2000年問題で抑制されていたIT投資が活発化したことに加え、ビジネス・アプリケーション製品「E-Business Suite 11i」の新規発売等により、前期に比べ売上高、経常利益ならびに当期純利益が増加いたしました。
5. 第18期については、前記「(1) 営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

2. 会 社 の 概 況 (平成15年5月31日現在)

(1) 主要な事業内容

当社は、リレーショナルデータベース管理システムおよびビジネス・アプリケーション等のソフトウェアの販売、当該ソフトウェアを利用した各種システムやアプリケーション開発、管理用ソフトウェアの販売ならびにこれらソフトウェアプロダクトの利用を支援するための各種サービスの提供を行っており、各事業の内容は次のとおりであります。

部 門		事 業 内 容
ソフトウェア アプリ プロダ クト	データベース・テクノロジー	リレーショナルデータベース管理システム「Oracle 9i Database」、アプリケーション・サーバー「Oracle 9i Application Server」、コラボレーション製品「Oracle Collaboration Suite」等のソフトウェアの販売ならびに当該ソフトウェアを利用したシステムやアプリケーション開発を行うための開発用ソフトウェアおよび管理用ソフトウェアの販売
	ビジネス・アプリケーション	ビジネス・アプリケーション「E-Business Suite 11i」等の販売
サ ビ ス	サポ ー ト サ ー ビ ス	ユーザーに対する技術サポートならびにソフトウェアプロダクトの更新版の提供およびシステムのアウトソーシングの提供
	エデュケーションサービス	技術資格の認定、システム技術者およびエンドユーザー向けのソフトウェアプロダクトの研修の実施
	コンサルティングサービス	ユーザーのシステム構築に関する支援のための各種コンサルティングサービスの提供

(2) 主要な事業所

本 社	東京都千代田区紀尾井町4番1号
支 社	北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、中部支社（名古屋市中区）、北陸支社（石川県金沢市）、西日本支社（大阪市北区）、西部支社（福岡市中央区）、沖縄支社（沖縄県那覇市）
研 修 セ ン タ ー	トレーニングキャンパス渋谷（東京都渋谷区）、トレーニングキャンパス大阪（大阪市北区）
オ フ ィ ス	用賀オフィス（東京都世田谷区）、中野坂上オフィス（東京都中野区）

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	512,770,000株
発行済株式総数	128,194,662株
株主数	53,627名（前期末比2,443名減少）
大株主	

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク	95,067千株	75.22%	-千株	-%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,498	1.98	-	-
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,974	1.56	-	-
UFJ信託銀行株式会社（信託勘定A口）	1,465	1.16	-	-
みずほ信託退職給付信託 新日本製鐵退職金口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1,293	1.02	-	-
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社1口	1,022	0.81	-	-
三菱信託銀行株式会社（信託口）	687	0.54	-	-
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託A口）	598	0.47	-	-
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託B口）	491	0.39	-	-
みずほ信託銀行株式会社（信託Z口）常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社	469	0.37	-	-

（注）1．当期より持株比率を議決権比率に変更して記載しております。

2．自己株式を744,116株保有しており、上記の大株主からは除外しております。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有

取得株式

平成14年8月21日開催の第17回定時株主総会決議に基づく取得

普通株式 736,800株

取得価額の総額 2,623,723千円

単元未満株式の買取による取得

普通株式 4,202株

取得価額の総額 15,229千円

処分または失効

該当事項はありません。

決算期において保有する自己株式

普通株式 744,116株

(5) 新株予約権等の状況

現に発行している新株予約権等

() 商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

発行日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	権利行使時の1株当たり払込金額	権利行使期間
平成14年10月1日	4,402個	普通株式 440,200株	無償	3,870円	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで
平成14年11月19日	4個	普通株式 400株	無償	3,153円	

(注) 平成14年10月1日に発行した新株予約権4,924個のうち522個は割当を受けた者の辞任または退職により権利喪失しております。

() 旧商法第280条ノ19第1項に定める新株引受権

発行日	目的となる株式の種類及び数	新株の発行価額	権利行使期間
平成11年10月1日	普通株式 347,800株	11,132円	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで
平成12年10月1日	普通株式 274,400株	28,205円	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで
平成13年10月1日	普通株式 385,600株	11,780円	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで

当期中に株主以外の者に対して特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

平成14年8月21日開催の第17回定時株主総会決議に基づき、下記のとおり新株予約権を発行しております。

- (1) 平成14年9月24日取締役会決議（平成14年10月1日発行）
- () 発行した新株予約権の数
4,924個（新株予約権1個につき普通株式100株）
- () 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 492,400株
- () 新株予約権の発行価額
無償
- () 権利行使時の1株当たり払込金額
3,870円
- () 行使の条件
 - (ア) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
 - (イ) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - (a) 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (b) 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
 - (ウ) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。
 - (エ) その他、新株予約権割当契約書に記載の条件に従うものとする。
- () 消却の事由および条件
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき。
 - (イ) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき。

(ウ) その他、割当契約に定める事由により新株予約権が当社に返還されたとき。

() 有利な条件の内容

上記内容の新株予約権は、ストックオプションとして当社の取締役および従業員に対し無償で発行した。

() 割当を受けた者の氏名および割当を受けた新株予約権の数
当社の取締役

役名 (発行日時点)	氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式数
代表取締役	新宅正明	200個	20,000株
取締役	石井洋一	150	15,000
取締役	村木央明	20	2,000
取締役	山元賢治	150	15,000
取締役	東裕二	150	15,000
取締役	野坂茂	150	15,000

(注) 取締役石井洋一氏は平成15年3月31日付で取締役を辞任しており、それに伴い同氏に割り当てられた新株予約権は権利喪失しております。

当社の従業員

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式数
茂木正之	50個	5,000株
佐藤武	50	5,000
保科実	50	5,000
武井直	50	5,000
三澤智光	50	5,000
桑原宏昭	50	5,000
前田浩	50	5,000
丹野淳	50	5,000
木村俊明	50	5,000
岡田眞也	25	2,500

(注) 当社の従業員合計1,553名に新株予約権を発行いたしましたが、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の上位10位に該当する者について記載しております。

- (2) 平成14年11月19日取締役会決議（平成14年11月19日発行）
- () 発行した新株予約権の数
 - 4個（新株予約権1個につき普通株式100株）
- () 新株予約権の目的となる株式の種類および数
 - 普通株式 400株
- () 新株予約権の発行価額
 - 無償
- () 権利行使時の1株当たり払込金額
 - 3,153円
- () 行使の条件
 - (1) 平成14年9月24日取締役会決議に同じ。
- () 消却の事由および条件
 - (1) 平成14年9月24日取締役会決議に同じ。
- () 有利な条件の内容
 - (1) 平成14年9月24日取締役会決議に同じ。
- () 割当を受けた者の氏名および割当を受けた新株予約権の数
 - 当社の従業員

氏名	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式数
小島正嗣	4個	400株

(6) 従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,440名	183名減	32.7歳	4.5年

(注) 当期中に、ネクストキャリアプログラム制度により198名が退職しております。

(7) 企業結合の状況

親会社との関係

当社の親会社は、オラクル・ジャパン・ホールディング・インク（米国カリフォルニア州）であり、当社の議決権の75.22%（株式数95,067千株）を保有しております。なお、同社はオラクル・コーポレーション（米国カリフォルニア州）の100%出資子会社であります。

当社は、オラクル・インターナショナル・コーポレーション（オラクル・コーポレーションの知的財産の保有・管理を行うオラクル・コーポレーションの100%出資子会社。米国カリフォルニア州）と締結している販売代理店契約に基づき、オラクル・コーポレーションが開発するソフトウェアプロダクトの供給を受け、日本国内の顧客向けに販売し、その売上の一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーションに支払っております。

重要な子会社等の状況

子会社として、Linuxオペレーティング・システムおよび関連製品・サービスの開発・販売等を行う、ミラクル・リナックス株式会社があります（平成12年6月設立、資本金4億円、当社出資比率58.5%）。

平成15年5月期の同社の売上高は9億17百万円、税引前当期純利益1百万円ですが、同社の売上高、資産等から見て連結の範囲から除いても当社の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度であることから、連結財務諸表は作成しておりません。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代 表 取 締 役	新 宅 正 明	社長 最高経営責任者
取 締 役	村 木 央 明	副社長 戦略企業担当
取 締 役	山 元 賢 治	専務執行役員 セールス・マーケティング・開発統括担当 ミラクル・リナックス株式会社取締役
取 締 役	東 裕 二	専務執行役員 コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長
取 締 役	野 坂 茂	常務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス&アプリケーションIT統括担当
取 締 役	ジェフリー・オー・ヘンリー	オラクル・コーポレーション取締役 エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
取 締 役	デレク・エイチ・ウィリアムズ	オラクル・コーポレーション エグゼクティブ・バイス・プレジデントアジア・大洋州統括
常 勤 監 査 役	小 堤 延 樹	
常 勤 監 査 役	所 芳 正	
監 査 役	中 森 真 紀 子	公認会計士
監 査 役	野 間 自 子	弁護士

- (注) 1. 監査役中森真紀子および野間自子の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 取締役ジェフリー・オー・ヘンリーおよびデレク・エイチ・ウィリアムズの両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 当社は執行役員制度を導入しており、代表取締役新宅正明、取締役村木央明、山元賢治、東 裕二、野坂 茂の各氏は執行役員を兼務しております。
4. 当期中の取締役及び監査役の異動

(1) 就任

平成14年8月21日開催の第17回定時株主総会において、新たに山元賢治、東裕二、野坂 茂の3氏が取締役に、野間自子氏が監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。

(2) 退任

取締役南野 章、西岡伸一、引田 保の3氏ならびに監査役小林雅人氏は、平成14年8月21日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役石井洋一氏は、平成15年3月31日付で辞任により、それぞれ退任いたしました。

(3) 取締役の担当の変更

平成15年2月18日開催の取締役会の決議により、平成15年3月1日付で取締役の担当の変更がありました。

新	旧	氏 名
取締役 専務執行役員 セールス・マーケティング・開発統括担当	取締役 専務執行役員 マーケティング・パートナー営業統括担当	山 元 賢 治
取締役 専務執行役員 コンサルティングサービス担当兼 コンサルティングサービス本部長	取締役 専務執行役員 技術統括担当兼ソリューション コンサルティング本部長	東 裕 二

5. 決算期後に生じた取締役の担当の変更

平成15年5月29日開催の取締役会の決議により、平成15年6月1日付で取締役の担当の変更がありました。

新	旧	氏 名
取締役 常務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス・アプリケーションIT・インフラ開発統括 担当兼ファイナンス本部長	取締役 常務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス&アプリケーションIT統括担当	野 坂 茂

(10) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	9名	162	株主総会決議（平成10年8月21日）による報酬限度額 月額30百万円
監 査 役	5名	38	株主総会決議（平成13年8月23日）による報酬限度額 月額5百万円
計	14名	200	

(注) 1. 期末現在の人員は、取締役7名、監査役4名であります。支給人員と相違があるのは次の理由によります。

取締役については2名が無報酬であり、かつ、支給人員のうち3名は平成14年8月21日に退任し、1名は平成15年3月31日に辞任しているためであり、監査役については支給人員のうち1名は平成14年8月21日に退任しているためであります。

2. 上記のほか、前期利益処分により、役員賞与を次のとおり支給しております。

取締役 6名 21百万円

監査役 2名 400千円

3. 役員退職慰労金制度はありません。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

この営業報告書に記載している金額および株式数は表示単位未満を切り捨てにて、また、割合および1株当たりの数値は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成15年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
1. 現金及び預金	34,669	1. 買掛金	8,911
2. 受取手形	8	2. 未払金	3,203
3. 売掛金	16,806	3. 未払費用	1,202
4. 有価証券	50,508	4. 未払法人税等	4,069
5. 商品	29	5. 未払消費税等	932
6. 前払費用	384	6. 前受金	9,106
7. 繰延税金資産	1,601	7. 預り金	1,399
8. 未収入金	392	8. 賞与引当金	1,067
9. その他	59	9. その他	0
10. 貸倒引当金	21	流動負債合計	29,892
流動資産合計	104,439	負債合計	29,892
固定資産			
1. 有形固定資産		(資本の部)	
(1) 建物付属設備	421	資本金	22,131
(2) 器具及び備品	725	資本剰余金	
有形固定資産合計	1,147	1. 資本準備金	33,569
2. 無形固定資産		資本剰余金合計	33,569
(1) ソフトウェア	24	利益剰余金	
(2) その他	29	1. 利益準備金	3,212
無形固定資産合計	54	2. 任意積立金	150
3. 投資その他の資産		特別償却準備金	150
(1) 投資有価証券	485	3. 当期末処分利益	23,895
(2) 関係会社株式	33	利益剰余金合計	27,259
(3) 繰延税金資産	746	その他有価証券評価差額金	49
(4) 差入保証金	3,306	自己株式	2,668
(5) 破産更生債権等	20	資本合計	80,340
(6) その他	20	負債資本合計	110,233
(7) 貸倒引当金	20		
投資その他の資産合計	4,592		
固定資産合計	5,793		
資産合計	110,233		

損益計算書

〔平成14年6月1日から
平成15年5月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	86,249
売上原価	40,628
売上総利益	45,621
販売費及び一般管理費	19,777
営業外収益	25,844
1. 受取利息	3
2. 有価証券の売却利益	1
3. 旅費交通費の還付	22
4. 保険配当	26
5. その他	50
営業外収益合計	104
1. 支払利息	14
2. 為替差損	35
3. 有価証券の売却損	18
4. 附属帯の損	19
5. その他	12
営業外費用合計	99
特別利益	25,848
1. 貸倒引当金の戻入	111
2. 投資有価証券の売却益	173
3. その他	0
特別損失	285
1. 特別退職金	1,542
2. 事務所資産の売却	207
3. 固定資産の売却	191
4. 投資有価証券の評価損	78
5. 関係会社株式の売却	22
6. その他	1
特別引当金の損失	2,043
法人税、住民税及び事業税	24,090
法人税等調整額	10,505
当期純利益	379
前期繰越利益	13,963
中期繰越利益	14,409
当期未処分利益	4,477
	23,895

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式.....移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券.....償却原価法
- (3) その他有価証券
時価のあるもの.....決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
- 時価のないもの.....移動平均法による原価法

(会計処理方法の変更)

従来、子会社株式及びその他有価証券で時価のないものについての評価方法は総平均法によっておりましたが、当期より移動平均法に変更いたしました。また、その他有価証券で時価のあるものについての売却原価は総平均法により算定しておりましたが、当期より移動平均法により算定することに更改いたしました。なお、この変更による損益への影響はありません。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品.....月別総平均法に基づく原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物付属設備.....定率法
器具及び備品
コンピュータハードウェア...定額法
そ の 他...定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物付属設備 8年～15年
器具及び備品
パーソナルコンピュータ 2年
サ - パ - 3年
そ の 他 5年～8年

(2) 無形固定資産.....定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間(5年)に基づき償却しております。

4. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. 収益の計上基準

コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。

(会計処理方法の変更)

サポートサービス収益の計上基準

従来、一部のパートナーに対する間接販売のサポートサービス収益の認識については、当該パートナーからの報告書到着日基準を適用していましたが、当期よりサポートサービス収益をサポート提供期間に按分して計上する方法に変更いたしました。なお、この変更による当期の損益に与える影響は軽微であります。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

7. 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準

当期より「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。これによる当期の損益に与える影響は軽微であります。

8. 1株当たり情報

当期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

[貸借対照表 注記]

- | | |
|---|----------|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権 | 1,302百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 854百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,074百万円 |
| 3. 有価証券の時価評価により、純資産額が49百万円増加しております。なお、当該金額は商法施行規則第124条第3号の規定による純資産額であり、配当に充当することが制限されております。 | |

[損益計算書 注記]

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引 | |
| 売 上 高 | 1,217百万円 |
| 仕 入 高 | 105百万円 |
| その他の営業取引 | 101百万円 |
| 営業取引以外の取引 | |
| 受 取 利 息 | 0百万円 |
| 支 払 利 息 | 12百万円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 108円96銭 |

[税効果会計 注記]

繰延税金資産・負債の主な発生原因別内訳

平成15年5月31日現在

(単位：百万円)

(流動の部)	
繰延税金資産	
売掛金	101
未払金	157
未払事業税	344
前受金	510
賞与引当金	448
その他	68
繰延税金資産合計	1,629
繰延税金負債	
その他	28
繰延税金負債合計	28
繰延税金資産の純額	1,601
(固定の部)	
繰延税金資産	
減価償却費超過額	447
投資有価証券評価損	204
その他	213
繰延税金資産合計	866
繰延税金負債	
特別償却準備金	86
その他	34
繰延税金負債合計	120
繰延税金資産の純額	746

(注) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布されたことに伴い、当期末の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成16年6月1日以以降解消が見込まれるものに限る。)に使用する法定実効税率を前期末の42.1%から40.7%に変更しております。これにより、当期末の繰延税金資産の金額(繰延税金負債控除後の金額)は32百万円減少し、法人税等調整額が34百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円、それぞれ増加しております。

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額	
【当 期 未 処 分 利 益】		23,895,523,924
【任 意 積 立 金 取 崩 高】		
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 高	29,301,107	29,301,107
これを次のとおり処分いたします。		23,924,825,031
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 75 円)	9,558,790,950	
取 締 役 賞 与 金	23,132,641	
監 査 役 賞 与 金	1,000,000	9,582,923,591
【次 期 繰 越 利 益】		14,341,901,440

(注) 平成15年2月10日に1株につき、35円、総額4,477,954,740円の間配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成15年7月22日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 二村 隆章 ㊞

関与社員 公認会計士 宮入 正幸 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、日本オラクル株式会社の平成14年6月1日から平成15年5月31日までの第18期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会社及び子会社の会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

ただし、当監査法人は前営業年度から会計監査人に選任されたので、営業報告書に記載されている営業成績及び財産の状況の推移のうち第15期及び第16期営業年度の営業成績及び財産の状況は、前任会計監査人による監査を受けた計算書類に基づき記載されている。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成14年6月1日から平成15年5月31日までの第18期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類、伝票等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しても営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成15年7月25日

日本オラクル株式会社 監査役会

監査役(常勤) 小 堀 延 樹 (印)

監査役(常勤) 所 芳 正 (印)

監 査 役 中 森 真 紀 子 (印)

監 査 役 野 間 自 子 (印)

(注) 監査役中森真紀子及び監査役野間自子は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,263,771個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第18期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類（25頁）に記載のとおりであります。当社は、株主の皆さまに対し収益状況に対応した適切な利益還元を行うことを念頭に置き、企業体質の強化と将来の事業展開等を総合的に勘案したうえで配当を決定しております。この方針のもと、当期の利益配当金につきましては、1株につき75円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金35円を加えた当期の年間配当金は、前期より10円増の110円となります。

第2号議案 自己株式取得の件

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、商法第210条の規定に基づき、次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式110万株、取得価額の総額70億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）が平成15年4月1日に施行され、株券失効制度が創設され、また、単元未満株式の買増し制度が導入されたことに伴い、所要の変更を行うとともに、字句の整備を行うものであります。

- (2) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が平成14年5月1日に施行され、取締役または監査役がその職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令に規定する限度内でその責任を免除できる旨を定款に定めることができるようになりました。この法律の施行に伴い、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮でき、また、社外取締役として有用な人材を招聘するべく、所要の変更を行うものであります(第25条ならびに第34条の新設)。なお、第25条の新設を議案として提出することは、監査役全員一致による取締役会の同意を得ております。
- (3) その他、条文の追加に伴い条数の繰り下げ変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>(<u>単元未満株式の買増し</u>) 第7条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数とあわせて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当会社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りその他株式に関する請求、届出、申出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p>	<p>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する請求、届出、申出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または質権者としてすることができる。</p> <p>第10条 } (条文省略) 第23条</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条 } (条文省略) 第31条</p>	<p>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または質権者としてすることができる。</p> <p>第11条 } (現行どおり) 第24条 <u>(取締役の責任免除)</u> 第25条 <u>当社は、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令の定める限度においてその責任を免除することができる。</u> — <u>当社は、社外取締役との間に、商法第266条第1項第5号の行為に関する責任に関して、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、社外取締役の当会社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれが高い額とする。</u></p> <p>第26条 } (現行どおり) 第33条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第32条 (条文省略) (利益配当金)</p> <p>第33条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第34条 当社は、取締役会の決議をもって、毎年11月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>附 則 (監査役の任期)</p> <p>第26条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、<u>監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任につき、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、<u>取締役会の決議をもって法令の定める限度においてその責任を免除することができる。</u></p> <p>第35条 (現行どおり) (利益配当金)</p> <p>第36条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議をもって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (監査役の任期)</p> <p>第28条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p>

第4号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、再任7名、新任1名の計8名の取締役の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
1	新宅正明 (昭和29年9月10日生)	昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年12月 当社入社 第三営業部長 平成5年6月 当社営業企画部長兼第三営業部長 平成6年9月 当社取締役マーケティング本部長 平成8年8月 当社常務取締役製品事業本部ゼネラルマネジャー 平成10年6月 当社常務取締役営業統括本部担当 平成11年6月 当社常務取締役営業統括本部長 平成12年6月 当社常務取締役事業統括本部長 平成12年8月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成13年1月 当社代表取締役社長 最高経営責任者（現任） オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント（現任）	105,000株
2	村木央明 (昭和23年10月23日生)	昭和46年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成6年6月 同社エレクトロニクス・情報通信事業本部マルチメディアシステム担当部長 平成9年6月 当社取締役副社長 平成12年8月 当社取締役副社長執行役員戦略企業担当（現任）	2,700株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式数
3	山元賢治 (昭和34年4月30日生)	昭和58年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 平成7年1月 当社入社 平成9年5月 当社コンサルティングサービス本部ゼネラルマネジャー 平成10年1月 日本ケイデンス・デザイン・システムズ社入社 スペクトラムサービス本部長 平成10年4月 日本ケイデンス・デザイン・サービス社取締役兼務 平成11年7月 イーエムシージャパン株式会社入社 平成13年1月 同社シニア・バイス・プレジデント 平成14年3月 当社入社 CEO直属シニア・バイス・プレジデント マーケティング担当 平成14年6月 当社専務執行役員パートナー営業本部、iセールス本部担当兼マーケティング本部長、製品本部長 平成14年8月 当社取締役専務執行役員セールス・マーケティング・開発統括担当(現任) 平成15年5月 ミラクル・リナックス株式会社取締役(現任)	- 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式数
4	東 裕 二 (昭和30年1月24日生)	昭和54年4月 株式会社不二家入社 昭和55年6月 日本エヌ・シー・アール株式会社入社 昭和61年8月 株式会社エス・エフ・アイ入社 昭和63年6月 日本デジタルイクイップメント株式会社入社 平成10年10月 当社入社 コンサルティングサービス本部ERPソリューション部統括マネジャー 平成12年8月 当社執行役員コンサルティングサービス本部長 平成13年6月 当社上席執行役員コンサルティングサービス本部長 平成13年9月 当社常務執行役員コンサルティングサービス本部長 平成14年6月 当社専務執行役員技術統括担当兼ソリューションコンサルティング本部長 平成14年8月 当社取締役専務執行役員技術統括担当兼ソリューションコンサルティング本部長 平成15年3月 当社取締役専務執行役員コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長(現任)	400株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の株式数
5	野坂 茂 (昭和28年9月12日生)	昭和51年4月 丸紅株式会社入社 平成元年12月 アップルコンピュータ株式会社入社 平成8年3月 アラガン株式会社入社 平成8年11月 日本通信株式会社入社 上席執行役員最高財務責任者 平成14年4月 当社入社 CEO直属バイス・プレジデント財務担当 平成14年6月 当社常務執行役員最高財務責任者ファイナンス本部長 平成14年8月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者ファイナンス本部長 平成14年10月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者ファイナンス・アプリケーションIT担当 平成15年6月 当社取締役常務執行役員最高財務責任者ファイナンス・アプリケーションIT・インフラ開発統括担当兼ファイナンス本部長(現任)	- 株
6	ジェフリー・オー・ヘンリー (昭和19年11月6日生)	昭和42年6月 ヒューズ・エアークラフト入社 昭和50年8月 メモレックス・コーポレーションファイナンス・ディレクター 昭和54年8月 サガ・コーポレーション エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 昭和61年8月 パシフィック・ホールディング・カンパニー エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 平成3年3月 オラクル・コーポレーション エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(現任) 平成7年6月 同社取締役(現任) 平成12年8月 当社取締役(現任) (他の会社の代表状況) オラクル・クレジット・コーポレーション プレジデント	- 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式数
7	デレク・エイチ・ウィリアムズ (昭和19年12月30日生)	昭和36年4月 アイ・ティー・アンド・ティー・クリード(UK)入社 昭和44年4月 パーカー・ペン(UK) データ・プロセッシング・マネジャー 昭和52年10月 システムソルブ(UK) ディレクター 昭和60年12月 ユニソフト(UK) ディレクター 昭和63年10月 オラクル・コーポレーションUK リージョナル・ディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション バイス・プレジデント アジア・大洋州統括 平成5年7月 同社 シニア・バイス・プレジデント アジア・大洋州統括 平成12年10月 同社 エグゼクティブ・バイス・プレジデント アジア・大洋州統括(現任) 平成13年8月 当社取締役(現任)	- 株
8	ジョン・エル・ホール (昭和29年10月30日生)	昭和52年1月 インターナショナル・ビジネス・マシーンス・コーポレーション(IBM)入社 平成4年9月 ユニシス・コーポレーション オープンシステム セールス&マーケティング ディレクター 平成6年10月 オラクル・コーポレーション コーポレート・グローバル・アライアンス・マネジャー 平成8年6月 同社 バイス・プレジデント アライアンス アジア・大洋州 平成9年3月 同社 マネージング・ディレクター 平成9年9月 同社 シニア・バイス・プレジデント グローバル・アライアンス 平成11年4月 同社 シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティ(現任)	- 株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、ジェフリー・オー・ヘンリー氏は米国オラクル・コーポレーションの取締役兼エグゼクティブ・バイス・プレジデントを、デレク・エイチ・ウィリアムズ氏は同社エグゼクティブ・バイス・プレジデントを、ジョン・エル・ホール氏は同社シニア・バイス・プレジデントを兼務しており、当社は同社を中心とする企業集団に属しております。当社と同社との関係につきましては「添付書類」の16頁「2. 会社の概況(7) 企業結合の状況 親会社との関係」をご参照ください。
2. 取締役候補者のうち、ジェフリー・オー・ヘンリー、デレク・エイチ・ウィリアムズならびにジョン・エル・ホールの3氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役中森真紀子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式数
中森真紀子 (昭和38年8月18日生)	昭和62年4月 日本電信電話株式会社入社 平成3年10月 朝日監査法人入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成9年7月 中森公認会計士事務所開業(現任) 平成12年8月 当社監査役(現任)	- 株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

第6号議案 当社取締役および従業員に新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役および従業員に、以下の要領により特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第4号議案「取締役8名選任の件」の承認可決を条件といたします。

(新株予約権発行の要領)

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施するため。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役および従業員

3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 340,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率

4. 新株予約権の総数

3,400個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、3.に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

5. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

6. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行する日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行する日の終値とする。また、発行する日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{併合の比率}}$

7. 新株予約権の行使期間

平成17年10月1日から平成25年8月21日まで

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(4) その他細目については、本総会決議および今後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。

9. 新株予約権の消却事由および条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

(2) 割当契約に定める事由により新株予約権の権利が喪失した場合、新株予約権を無償で消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

以上

[インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて]

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.koushi.ufjtrustbank.co.jp/>) をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話・PHS等を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよび仮パスワード（またはご登録のパスワード）が必要となりますので、ご注意ください。
また、ご利用になる前に、議決権行使サイトの「ご利用上の注意点」および「操作手順」をよくお読みください。
3. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成15年8月20日（水曜日））の24時まで受け付けいたしますが、議決権行使結果集計の都合上、極力お早めに行使いただきますようお願い申し上げます。
4. インターネットにより議決権を行使される場合は書面によるお手続きは不要です。なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. プロバイダーのダイヤルアップ接続をご利用の場合、議決権行使サイトをご利用いただくためには、プロバイダーへのダイヤルアップ接続料金（無料の場合もあります。）および通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となりますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
7. 次回の株主総会より、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、ご希望の株主様は議決権行使サイトでお手続きください。

以 上

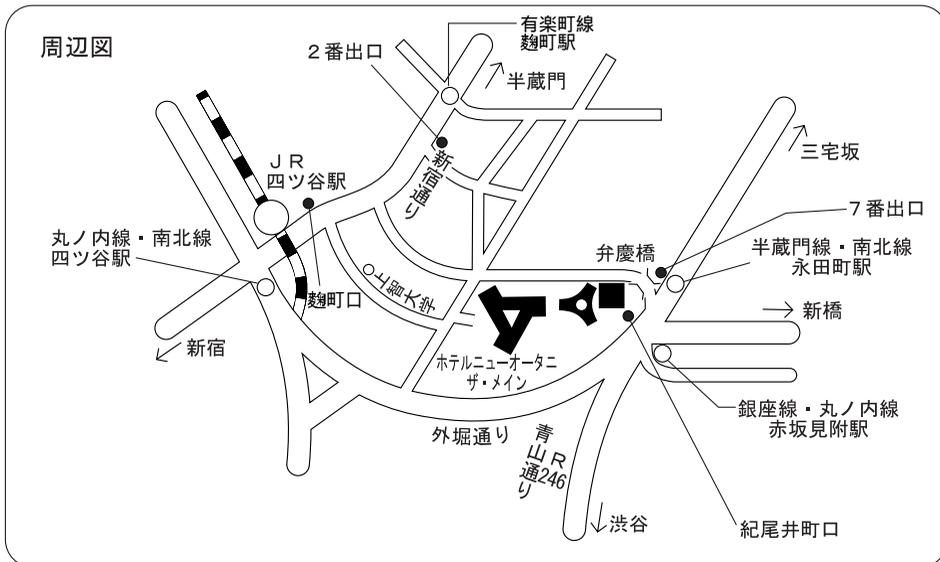
メ 毛

メ 毛

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン（本館）宴会場階
芙蓉の間

電 話 03 - 3265 - 1111（代表）



交通のご案内

- ・地下鉄半蔵門線・南北線＜永田町駅＞7番出口
- ・地下鉄丸ノ内線・銀座線＜赤坂見附駅＞紀尾井町口
- ・地下鉄有楽町線＜麴町駅＞2番出口
- ・地下鉄丸ノ内線・南北線 / J R 中央線・総武線＜四ツ谷駅＞麴町口